

平成20年（ワ）第1978、2900、4164、5102号

平成21年（ワ）第1152号、2728号、4662号

ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国B型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件

原 告 原告番号1番ないし116番

被 告 国

意見陳述書

2010（平成22）年1月26日

福岡地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小宮和彦

1 はじめに

昨年11月30日に肝炎対策基本法が成立したことを踏まえて、本件訴訟が和解により早期に解決されるべきことを申し述べます。

2 肝炎対策基本法の成立

肝炎対策基本法は、国の肝炎対策の基本理念と方針を定めたものです。全国のB型肝炎、C型肝炎を中心とした肝炎患者たちの命がけの運動の成果により成立しました。肝炎の多くが、集団予防接種における注射器の連続使用、汚染血液製剤の投与、輸血や医療行為における感染など、国の医療行政の過ちによってもたらされたことから、国が責任をもって肝炎対策を行うべきことが求められ、立法に結びついたものです。

肝炎対策基本法においては、B型肝炎やC型肝炎について、国の責任によりもたらされたものがあることが明記されています。B型肝炎については、集団予防接種における注射器の連続使用によるB型肝炎被害について、国に責任のあることが明記されました。

平成18年最高裁判決による司法府の最終判断に引き続き、立法府であり国権の最高機関である国会においても、集団予防接種によるB型肝炎被害に

についての国の責任が確認されたことになります。

最高裁判所に責任を指摘され、国会からも責任を指摘されたわけですから、集団予防接種の直接の責任者である行政府（厚労省）は、その責任の履行を強く求められていることは明らかであり、早急にB型肝炎被害者の被害回復に取り組むべきです。

3 和解協議の打診と国の拒否

裁判所は、前回の進行協議期日において、国に対して和解協議を打診されました。国の責任を明記した肝炎対策基本法が成立したことを受けたものであり、時機を得た訴訟指揮です。

ところが、国は、争点整理が終わっていないことや原告の主張に対する反論が必要であることを理由として、和解協議の席につくことを拒否しました。

しかしながら、和解協議は、原告と被告の双方が裁判所を交えて、紛争の解決という共通の目的に向けて協議するものであり、争点整理と並行して行うことに何の支障もありません。争点整理が終わっていないことや、原告の主張に対する反論の必要は、和解協議の席につくことを拒む理由となるものではありません。

そもそも本件においては、既に最高裁判決があり、主要な争点は明白です。先日、原告らが提出した統一準備書面も、これまでの主張立証を整理したものであり、あらためて国が反論をしなければ和解協議に入れないとではあります。

国が和解協議の席につくことを拒否する正当な理由はありません。

4 国は何ゆえに解決を拒むのか

このように正当な理由もなく裁判所の和解協議の打診にも応じようとしない国の訴訟対応は、最高裁で既に決着ずみの論点を蒸し返す主張をしたり、膨大な量が予想される原告らのカルテすべてについて文書提出命令を申し立てたりする対応とあわせて考えると、あらゆる方法により裁判を引き延ばし、解決を拒もうとしているとしか考えられません。

このような国の訴訟対応から訴訟が長期化すれば、未提訴の被害者の多くは、その間に母親や兄弟が死亡するなどして自らが被害者であることを立証

することが困難になります。また、多くの被害者は長期に及ぶ裁判の困難さを前にして被害回復をあきらめざるを得なくなります。さらに多くの被害者は解決を待たずして死んでしまうでしょう。

このようにして、国は責任を履行すべき被害者ができる限り少なくなることを待っているとしか考えられません。

このような国の姿勢は、水俣病の加害企業チッソなどの公害企業が取った訴訟対応と同じものです。自らの明らかな責任を争い続け、それが無理となると今度は被害者をニセ患者呼ばわりして因果関係や損害を争い続ける。このため多くの被害者は権利回復をあきらめ、あるいは少額の見舞金をもらってあきらめざるを得ませんでした。このような公害企業の対応が、被害者の救済を遅らせ、水俣病においては現在にいたるまで解決を困難にしています。

まさにB型肝炎訴訟における国の対応は、チッソなどの公害企業の対応と同じだと言わざるを得ません。

5 国は和解協議に応じてB型肝炎訴訟を解決すべきこと

このような国の対応が、国民の生命健康を第一に守るべき国（厚労省）の取るべき対応でないことは明らかです。

国が本来やるべきことは、自らの加害行為によって被害をこうむった原告たちに、一刻も早い被害回復を実現させることであるはずです。

国は、B型肝炎被害についての国の責任を明記した肝炎対策基本法が成立したことを契機として、その姿勢をあらため、本件訴訟を早期に和解により全面解決させるべきです。

6 裁判所に望むこと

この全国B型肝炎九州訴訟も、平成20年5月30日の提訴から、既に1年8ヶ月が過ぎました。

原告らは、感染症を予防するために受けた予防接種により感染させられたB型肝炎という理不尽きわまりない病苦とたたかいつながら、1日も早い解決を願って、この裁判をたたかっています。

しかし、残念ながら九州訴訟においては2名の原告が解決をみることなく亡くなりました。全国においては6名の原告が解決をみることなく亡くなっ

ています。

九州訴訟において肝がんに侵されている原告は11名います。余命を宣告され命を削りながらたたかっている原告がいます。再発と手術を繰り返し、身を切りきざみながらたたかっている原告がいます。

肝硬変に侵されている原告は13名います。肝不全の恐怖におびえながらたたかっている原告がいます。いつ破裂するかもわからない食道動脈瘤をかえながらたたかっている原告もいます。

原告らにとっては一刻の猶予もありません。もう待てないです。

原告らは和解による早期の解決を望んでいます。

裁判所におかれでは、原告らが1日も早く被害回復を実現するために、国に対して、粘り強く和解の説得を続けていただくとともに、争点整理を早期に進めていただき、一刻も早いB型肝炎訴訟の全面解決のためのご尽力をお願いします。

以上